

C16b 歴史的公文書としての研究活動記録の保存と公開

鷹 宏道（平塚市博物館）

2011年4月より公文書管理法が施行された。

その目的は行政文書をはじめとする公文書を適正に管理、保存、利用し、行政の適切かつ効率的な運用を図るための法律である。

公の研究機関の研究活動記録の文書資料は、機器や標本等の資料とともに、科学研究の歴史資料の両輪として考えられる。天文台の成立、特定の研究プロジェクトの決定から実施運用にかかわる記録は主に文書資料であり、公文書である。公文書である限り、公文書管理法に基づき保存・管理し、保存年限を過ぎる時点で歴史的に重要で保存すべきと判断したものは、原則的に公開可能な歴史的公文書としての管理・保存がなされなければならない。

こうしたものを活用して科学史、天文学史的視点の調査研究が進められるものと期待される。公文書管理法施行を機会に天文台所蔵の近現代の天文学史資料アーカイブを整備し、ひろくその存在を公表し活用を図ることを提案する。